

大阪市告示第1262号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年9月5日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変 更 年 月 日
北おおさか 信用金庫	十三東 支店	変 更 前	〒532-0023 大阪市淀川区十三東3丁目27番17号	令和7年 10月14日
		変 更 後	〒532-0024 大阪市淀川区十三本町1丁目6番4号	

（会計室会計管理担当）